

UXメンバーシップ制度に関する実施要項

(趣旨)

第1条 この要項は、熊本県（以下、「県」という。）が実施する「UXプロジェクト」におけるUXメンバーシップ制度（以下、「本制度」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本制度は、ビジネスアイデアを有する者またはビジネス化に向けた各種支援を行う者等、産官学金をはじめとした様々な人材情報を蓄積・ネットワーク化し、知の集積の一助とすることをもって新たなビジネスの創出を推進することを目的とする。

(定義)

第3条 この要項において、「UXメンバー」とは、本制度の目的に賛同するビジネスアイデアを有する者またはビジネス化に向けた各種支援を行う者等、産官学金をはじめとした様々な団体または個人等で、かつ、本制度の会員である者をいう。

(会員の種類)

第4条 本制度における会員の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) UXメンバー(一般会員)

(会員への提供内容)

第5条 本制度における県から会員への提供内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) UXプロジェクトやそれに関連する情報
- (2) UXプロジェクトが実施する各取組みへの参画や利用及びその申請資格
- (3) その他、県が会員の便益に資すると判断すること

(入会手続き)

第6条 本制度への入会を希望する者は、本実施要項に同意のうえ別途定める入会申込方法により県に申請するものとする。

- 2 県は前項の申請があった場合、申請内容を確認の上、当該申請者に入会の可否を通知するものとする。
- 3 県は入会申込者に以下の事由があると判断した場合、入会を認めない場合がある。
 - (1) 入会申込内容に虚偽の事項を記載した場合
 - (2) その他、県が入会を相当でないと判断した場合

(費用)

第7条 第4条第1号に掲げるUXメンバー(一般会員)の負担金は無料とする。

(期間)

第8条 UXメンバーの資格の有効期間は入会日からその年度末とする。ただし、第9条に定める退会の届出がない場合は、期間を翌年度末まで延長するものとし、以後同様とする。

(退会等)

第9条 UXメンバーは、退会しようとするときは、退会する日の1か月前までに、別途定める退会申込方法により申し込むものとする。

2 UXメンバーは、入会手続きの際記載した事項に変更があった場合は、別途定める方法によってこれを県に届け出るものとする。

(資格の喪失)

第10条 県は、UXメンバーが次の各号の一に該当する事由を生じさせた場合、これを通知することにより当該UXメンバーの資格を喪失させることができる。

- (1) 虚偽の申請を行ったとき。
- (2) 本制度や、県と別途締結した契約等に違反したとき。
- (3) 県の名誉又は信用を損なう行為があったと県が認めるとき。
- (4) UXプロジェクトや他のUXメンバーの信用を著しく損なう行為があったと県が認めるとき。
- (5) 第11条各号に掲げる事由に該当したとき。

(表明保証)

第11条 UXメンバーは、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約する。

- (1) 自らまたは自らの役員(取締役、執行役または監査役)が、暴力団(暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)、暴力団員でなくなった時から5年間を経過しない者、もしくはこれらに準ずる者、または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下、これらを個別にまたは総称して「暴力団員等」という。)であること
- (2) 自らの行う事業が、暴力団員等の支配を受けていると認められること
- (3) 自らの行う事業に関し、暴力団員等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用し、または、暴力団員等の威力を利用する目的で暴力団員等を

従事させていると認められること

- (4) 自らが暴力団員等に対して資金を提供し、便宜を供与し、または不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること
- (5) 本制度を、暴力団員等の活動を助長し、または暴力団の運営に資する目的で利用すること

(個人情報の取扱い)

第12条 県は、第6条及び第9条においてUXメンバーが申請時に県に提供した個人情報（以下「個人情報」という。）について、県が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本制度の実施のため、次の各号に掲げる事務に利用するものとする。

- (1) UXプロジェクトやそれに関連する情報の提供に関する事務
- (2) UXプロジェクトの各取組みへの参画・利用をするUXメンバーを識別する必要がある場合の、申請内容の確認に関する事務
- (3) UXメンバーが、別途個別に同意し提供したデータを統合し、UXメンバー毎に合った製品・サービス等を開発・提供する際の、データ処理に関する事務
- (4) 前号の参画・利用状況を把握・分析するための統計処理に関する事務

(提供情報の公表及び利活用)

第13条 県は、第6条及び第9条においてUXメンバーが申請時に県に提供した情報（以下「提供情報」という。）を第三者に開示または漏洩してはならない。ただし、次の各号に該当するときはその限りではない。

- (1) UXメンバーが、申請時に公開に対する承諾の意思を示した場合であって、UXプロジェクトのホームページやチラシ及び各種報道機関による周知・広報等に活用するとき。ただし、申請者が申請時に公開に対する承諾の意思を示した場合であっても、個人情報については、活用の都度、本人からの承諾を得るものとする。
- (2) UXプロジェクトに関する県の事業を受託した事業者が、UXメンバーに対して連絡をする必要がある場合。
- (3) UXメンバーが、県のその他の事業（以下「他事業」という。）への参加等を申請する場合であって、本制度の入会認定後に県が発行する識別記号を入力することで、他事業の申請手続きの一部を省略できるよう、提供情報を他事業に対して共有するとき。
- (4) UXメンバー同士がマッチング等の際に相互に連絡先を知る必要がある場合で、かつ、双方が提供情報の開示を承諾したとき。

(要項の改正)

第14条 県は、この要項を改正したときは、速やかにUXメンバーに通知するものとする。

(事務)

第15条 この要項に関する事務は、熊本県商工労働部産業振興局産業支援課が行う。

(その他)

第16条 本要項に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

雑 則

1 この要項は、令和4年(2022年)6月13日から施行する。